

【フラット35】の

「よくある質問」にお答えします！

Q

平成30年4～5月頃の申込みの際、公的収入証明書を取扱金融機関に提出できない場合はどうすればいいですか？

A

原則的な取扱いは以下のとおりです。
詳しくは、取扱金融機関にご確認ください。



確定届出日※までに、平成30年度分の公的収入証明書を提出できますか？

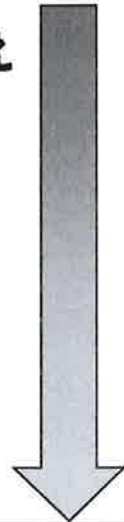
※確定届出日とは、取扱金融機関が融資条件を満たしたことを確認し(物件検査に合格した適合証明書の受領など)、住宅金融支援機構に対し融資実行を申請する日をいいます。

はい



- **総返済負担率算定のための審査対象収入**
平成29年1月～12月の収入
- **借入申込時に提出する書類**
源泉徴収票の写し※(平成29年1月～12月分)
公的収入証明書(平成29年度分)
※自営業等の方は確定申告書の写し
- **確定届出日までに追加で提出する書類**
公的収入証明書(平成30年度分)

いいえ



- **総返済負担率算定のための審査対象収入**
平成28年1月～12月の収入
- **借入申込時に提出する書類**
公的収入証明書(平成29年度分 及び 平成28年度分)

ご注意

- 平成30年度分の公的収入証明書・・・平成29年1月～12月の収入を証明する公的証明書
- 平成29年度分の公的収入証明書・・・平成28年1月～12月の収入を証明する公的証明書
- 平成28年度分の公的収入証明書・・・平成27年1月～12月の収入を証明する公的証明書
- 自営業者の方は、確定申告した後、管轄税務署に申請することにより、納税証明書(その2 所得金額用)の交付を受けることが可能です。詳しくは、管轄税務署にご確認ください。
- 必要な書類は取扱金融機関によって異なります。詳しくは、取扱金融機関にご確認ください。
- 転職、起業等された方は、上記の内容と異なります。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。